

よくある質問

No.	申込種別	質問カテゴリ	質問事項	回答
1	備品・ アプリ・設備	申請条件	既に障がいのある学生向けに必要な備品等を購入しました。 申請前に購入した備品等も申請対象になりますか。	既にご購入済みの備品等の申請は対象外となります。 今後必要とされる物品について申請が可能ですので、障がいのある学生の情報保障に必要な施策について、ご検討をお願いします。
2		申請書	申請書に記載する型番が不明な場合は記載しなくてよいでしょうか。	不明な場合は空白で問題ありません。
3			備品等の購入先が楽天やAmazonなどの購入情報でも問題ないですか。	問題ありません。Webサイトの該当ページ等を証憑として、参考価格としてご提出ください。
4		証憑書類	証憑書類は、見積書またはカタログ等の写しでも問題ないですか。	申請時に、参考価格としてカタログ等を証憑とすることは問題ありません。 なお、決定後は実際に購入した金額を証憑書類としてご提出いただくことになります。
5			見積書等の宛名はどのような表記が適切ですか。	貴団体名の宛名でお取り寄せいただいたものをご提出ください。
6		助成金額	募集要項の「3.給付金額／給付期間／給付時期」に記載の「給付金額は申請金額の一部となる場合があります」の記述について、申請金額の一部について具体的に教えてください。	申請内容は、選考委員会にて検討され、条件付きで理事会にて決定されることがあります。その結果、物品の数や価格を再検討いただくことがあり、申請金額の一部が決定金額となります。
7			必要な備品等を検討した結果、助成金上限の100万円を超えてしまいました。超過した合計金額で備品申請をしてもよいですか。	上限の100万円を超過する金額については、貴団体にて補填いただく前提で、超過金額の見積書等を添付のうえ、上限金額で申請ください。
8			申請書に添付する証憑（見積書）から実際に備品等を購入する際、金額が減ったまたは増えた場合の手続きを教えてください。	決定額を上限として以下の手続きを経て助成金給付となります。 決定通知案内後、購入備品等の証憑（発注請書や請求書等）と振込依頼書をご提出いただきます。 ・申請時の見積金額から合計金額が減る場合：減った金額が振込金額となります。 ・申請時の見積金額から合計金額が増えた場合：助成金決定金額が上限となりますので、増えた分は申請団体にてご負担ください。
9			手続対応	助成期間（備品等の購入時期や対応期間）や助成金報告の期日などのスケジュールを教えてください。
10	研究・開発	応募	同じ団体（大学等）から別研究で複数の応募をすることは可能ですか。 また、その場合、助成金額は1件に対する上限300万ですか。	選考につきましては、各申請を1件として取り扱います。 同じ大学等から複数の応募は可能で、助成金額は応募に対して1件（上限300万）として対応します。
11		申請書	支出計画の費用の計上や科目の設定に迷う際どうすればよいですか。	ご所属団体の費目等を基準に、必要となるものを一旦、列挙して申請してください。 選考の際に不明点等が発生した場合は、ご質問させていただく場合があります。 開発計画などの資料含め、「具体的内容」欄になぜ必要であるのかを、できる限り分かりやすく記載ください。
12			推薦者について、学長・所属長等の指定はありますか。 また、推薦者記名は自筆・記名押印等の指定はありますか。	推薦者の肩書について、特に指定はありません。 また、記名についても指定はありません。